

関係各位

茨剣連居合第 46 号
令和7年9月8日
茨城県剣道連盟居合道部
部長 平野 政弘
[公印省略]

第5回茨城県居合道支部対抗戦並びに高段者演武大会の開催について(通知)

表記大会について、下記により開催いたします。 つきましては、御多用の折りとは存じますが、会員に周知されますとともに、御協力くださるようお願いいたします。

記

- 1 日 時 令和7年11月9日(日)午前9時30分開会 (受付 8時45分)
- 2 場 所 わかぐり運動公園体育館 かすみがうら市新治1813-2 TEL(0299-59-2909)
- 3 参加資格 本連盟の令和7年度会員並びに居合道部員とする。(無段の居合道部員は本連盟の会員とみなす)
- 4 方 法
 - 1) 全日本剣道連盟居合道試合・審判規則に準じて実施する。
 - 2) 服装は、審判は紋服、五段以下は稽古着(黒又は白で上下同色)とし、ゼッケン着用のこと。
 - 3) 座り技のできない者は、当日受付及び試合場主任に理由を届け出ること。
 - 4) 審判員は、参加者のうち六段以上の者とし、参加申込みをもって委嘱とする。
 - 5) 会場係員は、参加者のうち五段以上の者とし、開催日前に支部事務局を通じ委嘱する。
 - 6) 令和7年度四段以下の強化選手は演武に申込みすること。参加申込みをもって係員に委嘱する。
 - 7) 申込み以降に昇段した者については、申込時の段位で行う。
- 5 支部対抗団体戦
 - 1) 各支部選出の四段以下の者3名1組の団体戦(先鋒・中堅・大将)とする。
 - ①各チームは先鋒(二段以下), 中堅(四段以下), 大将(四段以下)の3名編成とする。
 - ②各チームの出場選手の合計段位が、9段以下になるように編成すること。
 - ③初段以下は、「1」と計算する。
 - ④チーム編成上支障がある場合は、下位段位者が上位段の部に出場することは可とし、逆は不可とする。
 - ⑤各支部で補欠2名まで登録でき、支部内のチームに欠員が出た場合出場させることができる。但し、段位に応じたポジションで出場する。
 - ⑥1支部につき、3チームまで参加できる。
 - ⑦単独でチーム編成ができない支部は、近隣の支部と合同(2支部)チームを編成して出場させてよい。その場合は、申込書にその旨を明記し支部名は2名在籍の方にする。
 - ⑧当日のオーダー表提出後のオーダー変更はできない。
 - ⑨正式礼法は先鋒のみとする。中堅以降は帯刀で入場し、主審の「始め」の宣告があるまで左手親指は鐐にかけたままとする。
 - 2) 指定技について
 - ①先鋒は、全剣連居合5本(指定技:1・3・5・7・9)を抜くものとする。座業のできない者(5. 6. 7. 8. 9)
 - ②中堅・大将は先に古流2本(自由技)を抜き、後に全剣連居合3本(指定技:3・8・10)を抜くものとする。座業のできない者(6. 8. 10)

③不戦勝の場合でも演武するものとする。

④座り技のできない者の指定技は、当日審判長が指定する。

6 演 武（正式礼法で自由技5本）

- 1) 個人演武 1) 支部対抗戦登録選手のうち、出場機会の無かった者。
2) 五段(四段以下強化選手含む)から七段までの各段別で演武。
- 2) 模範演武 範士八段及び教士八段

7 表 彰

- 1) 1位・2位・3位(2チーム)及び敢闘賞(ベスト8)チームを表彰する。
- 2) 無段・1級の参加者に奨励賞を授与する。
- 3) 小中学生の参加者に特別奨励賞を授与する。

8 参 加 料（茨剣連会員登録・居合道部会費の未納者は、申込み書を確認すること。）

- 1) 1チーム3,000円とする。（補欠1名:1000円）
- 2) 個人演武参加者は2,000円とする。（四段以下の強化選手:1000円）
（八段以上の者は不要）

9 昼 食：各自で用意すること。

10 申し込み方法

- 1) 支部ごとに取りまとめの上、所定の申込書により、電子メール又はファックス及び郵送にて申し込むこと。

2) 申 込 先 茨城県剣道連盟居合道部 幹事長 塚本哲也

〒300-0052土浦市東真鍋町10-22 Eメール:info@ibaraki-iai.com FAX:03-6893-6792

携帯電話:090-8115-8931(塚本)

11 申込み締め切り:令和7年10月15日(水)

12 手当について

- 1) 六段以上の審判員には、審判員手当を支給する。
- 2) 会場係員には、係員手当を支給する。

13 参加料等の払い込みについて

・以下のゆうちょ銀行口座に振り込むこと。

記号10610 番号9800671

口座名義 茨城県剣道連盟居合道部

14 居合道の普及発展のため、ホームページ及び広報に必要な情報を提供することがある。

15 感染症防止の添付①「安全の遵守事項」について周知徹底のこと。

16 今後、各種感染症の状況により、変更することもあるので、ご注意ください。

以上